

## いしかわエコデザイン賞実施要綱

### (目的)

第1条 いしかわエコデザイン賞（以下、「本賞」という。）は、低炭素（地球温暖化防止）、里山里海保全などの自然共生、資源循環（3R）、環境保全のための情報発信やパートナーシップ（参加・国際的取組）など、持続可能な社会の実現に向けて生み出された、石川発の優れた製品並びにサービスを育むことを目的とする。

なお、本賞におけるデザインには、姿・形（意匠・装飾）ばかりではなく、製品やサービスを生み出すコンセプトや姿勢（戦略・企画・設計）などを幅広く含むこととする。

### (募集の対象)

第2条 募集の対象は、既に市場に提供されている、又は今後提供される予定（高等教育機関等における開発・製造の研究取組、アイデアを含む。）である製品並びにサービスとする。

### (応募者の要件)

第3条 応募者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 県内に本社、研究所、製造工場のいずれかを置く事業者
- (2) 県内に本拠を置くNPO、団体、マスメディア
- (3) 県内の高等教育機関に在籍している者又は研究グループ
- (4) 県内に活動拠点を有していない者であっても、石川県に関連する製品・サービスに関して応募する者

### (賞の構成)

第4条 いしかわエコデザイン賞は以下の賞で構成する。

- (1) いしかわエコデザイン賞  
新たな発想と知恵により生み出された、優れたエコデザインの製品またはサービスと認められるもの。
- (2) 特別賞  
前号受賞対象の中から、次の特別賞を贈賞することができる。
  - ① 大賞  
受賞対象の中で、最も優れたエコデザインと認められるもの
  - ② 金賞  
受賞対象の中で、特に優れたエコデザインと認められるもの
  - ③ 銀賞  
受賞対象の中で、より優れたエコデザインと認められるもの
  - ④ 銅賞  
受賞対象の中で、優れたエコデザインと認められるもの
  - ⑤ 低炭素賞  
低炭素社会の実現に向け、優れていると認められるもの

- ⑥ 里山里海賞  
里山里海の保全に向け、優れていると認められるもの
- ⑦ 資源循環賞  
循環型社会の構築に向け、優れていると認められるもの
- ⑧ パブリシティ賞  
環境保全に関するパブリシティで、優れていると認められるもの
- ⑨ 研究奨励賞  
環境ビジネスの振興に関する研究で、優れていると認められるもの
- ⑩ フューチャー賞  
環境ビジネスの振興に向け、将来性に期待が持てると認められるもの

(審査方法)

第5条 審査は、県が別途設置するいしかわエコデザイン賞審査委員会（以下「審査委員会」という。）において行う。

- 2 審査にあたっては、必要に応じ、応募者に応募書類の内容等についてヒアリング等を実施する。

(表彰)

第6条 知事は、審査委員会の審査結果に基づき、受賞者を選定し、表彰を行う。

- 2 表彰は、表彰状を授与して行うものとし、表彰に当たっては、記念品等を添えることができる。

(受賞の表示)

第7条 受賞した製品等は、別に定める様式に定めるとおり、受賞した年（西暦）のロゴマークを表示することができる。

(普及支援)

第8条 県は、県ホームページ等を活用し、受賞した製品並びにサービスの情報提供に努める。

(選定の取消)

第9条 知事は、次のいずれかに該当するときは、選定を取り消すことができる。

- (1) 不正な手段により選定を受けたことが判明したとき
- (2) その他選定を取り消すべき重大な事由が生じたとき

(事務局)

第10条 事務局は、石川県生活環境部温暖化・里山対策室に置く。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。